

平成 23 年 5 月 6 日
文 化 庁

文化施設及び文化財の復旧支援等について

1 被害状況等について

1. 文化施設の被害状況

被害件数：169施設（1都13県）（平成23年4月26日16：00現在）

《主な被害状況》

- ホール天井の落下・破損
- 舞台設備の破損
- 壁、ガラスの破損
- 給排水管等の破損 等

2. 公演中止・延期等について（平成23年4月7日現在）

公演中止・延期等の件数（予定を含む）：165本・345公演

3. 国指定等文化財の被害状況

被害件数：529件（1都1道18県）（平成23年5月6日7：00現在）

【内訳】

国宝	重要 文化財	特別 史跡	史跡	特別 名勝	名勝	天然 記念物	重要伝統的 建築物群 保存地区	重要有 形民俗 文化財	その他 （登録 文化財等）	小計
5	144	5	79	4	15	16	7	3	260	538

※重複指定があるため、合計は一致しない。

《被害を受けた主な文化財（カッコ内は主な被害状況）》

- 国宝：瑞巖寺庫裏及び廊下（宮城県）（漆喰壁に一部崩落・亀裂）
- 国宝：瑞巖寺本堂（元方丈）（宮城県）（彫刻に軽微破損、一部の柱にずれ）
- 国宝：大崎八幡宮（宮城県）（板壁・漆塗装・彫刻に破損）
- 国宝：阿弥陀堂（福島県）（扉まわりに軽微な破損）
- 国宝：清白寺仏殿（山梨県）（内部の欄間の破損等）
- 特別名勝：松島（宮城県）（各所で地震及び津波による甚大な被害）
- 特別史跡：多賀城跡附寺跡（宮城県）（整備した正殿基壇の舗装の亀裂の増大等）
- 特別名勝：六義園（東京都）（ツツジ茶屋柱ずれ等）
- 特別史跡・重要文化財：旧弘道館（茨城県）（学生警鐘の全壊、弘道館の壁漆喰の落下等）
- 特別名勝・特別史跡：旧浜離宮庭園（東京都）（芳梅亭屋根へこみ、給水管破裂、灯籠倒壊）
- 特別名勝・特別史跡：小石川後樂園（東京都）（涵徳亭入り口階段ひび割れ等）
- 特別史跡：江戸城跡（東京都）（石垣等崩落）

2 復旧支援について

1. 文化施設の復旧

文化施設の復旧のため、第一次補正予算において「公立社会教育施設災害復旧費補助金」（約 87 億円）を計上。

2. 文化財被害への対応

(1) 文化財調査官の派遣

各教育委員会から要請があった場合に、順次、文化庁の職員を派遣することとしている。その際、被害のあった文化財建造物の応急措置など、緊急性の高いものから対応しているところである。

調査件数：135 件（9 県）（平成 23 年 5 月 6 日現在）

【内訳】

国宝	重要 文化財	特別 史跡	史跡	特別 名勝	名勝	天然 記念物	重要伝統的 建築物群 保存地区	重要有 形民俗 文化財	その他 (登録 文化財等)	小計
2	30	1	11	1	5	1	3	1	83	138

※重複指定があるため、合計は一致しない。

(参考) 香取市佐原伝統的建造物群保存地区（千葉県）における現地調査

(平成 23 年 4 月 12 日)



多数の家屋で壁等の亀裂・剥落、瓦の落下などの被害。液状化による護岸の崩壊。

(2) 文化財レスキュー事業

東日本大震災によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するため、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所を事務局とし「被災文化財等救援委員会」を組織し、国立文化財機構、文化財・美術関係団体及び各県教育委員会が協力し、緊急に保全措置を必要とする文化財等の救出、応急措置、博物館等における一時保管を行う「文化財レスキュー事業」を開始した。

なお、石巻文化センター（宮城県石巻市）におけるレスキュー活動についての新聞記事は、別紙1参照。

(参考)



石巻文化センター（宮城県石巻市）収蔵庫内の様子（平成23年4月6日～7日）



歌津魚竜館（宮城県南三陸町）施設内部の様子と展示されていた魚竜化石の大型標本（平成23年4月12日～14日）

(3) 文化財ドクター派遣事業

東日本大震災によって被災した文化財である建造物を保護するため、文化庁と社団法人日本建築学会が連携協力し、現地に調査員（文化財ドクター）を派遣し、建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術支援等を行う「文化財ドクター派遣事業」を開始した。

3. 関係団体からの要請

- 全国伝統的建造物群保存地区協議会が、文部科学大臣及び文化庁長官に対して、災害復旧事業に係る国庫補助等について要望書を提出。（４月５日）
- （社）全国国宝重要文化財所有者連盟が、文部科学大臣及び文化庁長官に対して、災害復旧事業に係る国庫補助等について要望書を提出。（４月５日）
- 全国史跡整備市町村協議会が、文部科学大臣及び文化庁長官に対して、災害復旧事業に係る国庫補助等について要望書を提出。（４月１９日）

4. 滅失、毀損の場合の届出義務等の期間延長について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成８年法律第８５号）及び「平成２３年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成２３年政令１９号）により、履行期限のある義務について、東日本大震災により本来の履行期限までに履行されなかった場合においても、平成２３年６月３０日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされた。これを踏まえ、その対象となる文化財保護法上の義務（重要文化財等の滅失・毀損等に係る届出義務など）等について、各都道府県教育委員会に通知した。（４月８日付け文化財部長通知）

5. 埋蔵文化財調査の弾力的な運用等について

東日本大震災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の適用については、文化財保護法に基づく埋蔵文化財の関係規定（届出及び通知）の取扱いに関し、その弾力的な運用及び対象となる復旧工事の範囲（仮設住宅の建設等）について、文化庁から関係都道府県教育委員会等に通知した。（３月２５日付け文化庁次長通知）

また、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるとともに、事業の規模等に応じて適切に取り扱うよう、文化庁から関係都道府県教育委員会等に通知した。（４月２８日付け文化庁次長通知）

東日本大震災に伴う災害復旧事業で該当県市内の史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、文化庁長官の許可を要しない「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」に当たるとし、その対象となる災害復旧事業の範囲について、文化庁から関係都道府県教育委員会等に通知した。（３月２５日付け文化庁次長通知）

6. 長官による特別名勝松島等への視察

4月28日から29日にかけて、近藤文化庁長官が、特別名勝松島等の被害状況の把握及び今後の支援のあり方等についての現地関係者との意見交換を目的として、宮城県を視察した。特別名勝松島の指定地内における、新築建築物の建築制限の緩和については、個別に具体的な提案を受け、宮城県及び関係地元市町村と話し合う旨を伝えた。

なお、長官による特別名勝松島等への視察についての新聞記事は、別紙2参照。

(参考) 特別名勝松島の被害状況



(参考) 視察の様子（平成23年4月28日～29日）



文化財約10万点が津波被害を受けた石巻文化センター(宮城県石巻市)で28日、文化庁や県などによる文化財の運び出しが始まった。東日本大震災を受けた同庁の「文化財レスキュー」

事業の第1弾で、県美術館(仙台市)に移して修復を目指す。震災による文化財の被災状況はまだ十分に把握できておらず、同庁は今後、同県内の約50施設を調査。文化財の保護を急ぐ。

被災文化財 修復急ぐ



石巻文化センターから運び出す絵画の保護作業をする関係者

(28日午前、宮城県石巻市) 写真 玉井良幸

宮城・石巻 文化庁のレスキュー第1弾

古銭や彫刻 仙台搬送へ

石巻文化センターには古銭、彫刻など貴重な収集品があり、29日までに緊急に処置が必要な数百点を搬出する。28日は午前10時過ぎから、マスクをした文化庁や県の職員ら約30人が保護シートに包んだ彫刻、絵画など数十点をトラックに積み込んだ。

同センターは石巻市中

心部の海岸沿いにある文化施設。同市出身の実業家、故毛利総七郎氏が集めた古銭やアイヌ民族のアクセサリーなど貴重な民俗資料約10万点が「毛利コレクション」として知られ、一部が展示され

文化財被害

全容把握これから

文化財レスキューは広域災害が発生した際に、倒壊した建物などから貴重な文化財や美術品を探し出し、保護する事業で1995年の阪神大震災で初めて行われた。文化庁が被災地の自治体や全国の美術館などに呼びかけて救援組織をつくり、学芸員らの専門家チームを派遣する。

東日本大震災では被害を受けた文化財、建造物などは国の指定分などだ

生えている油絵などが見つかつた。石巻市の要請で、文化庁が搬出、修復することに。放置すると盗難に遭う懸念もあった。被災文化財は海水を洗い流したり、低温で水気を飛ばしたりする手法で修復を試みる。木彫り作品などは乾燥させるとひびが入るおそれがあり、注意が必要という。

毛利コレクションの収蔵室は水が数センチ入ったけど、部屋の湿度が高く、カビ被害などが懸念されるといふ。震災直後はがれきに阻まれ、現場確認ができなかったが、県職員らが3月下旬以降に調査した結果、がれきがぶつかって破損した彫刻や、カビが

けで520件に上る。個人所有の美術品も含めた被害の全容は、把握すらできていない。

このため文化庁は、宮城県内で被害を受けた約50カ所の施設などを調べ、所蔵品などを緊急に保護する必要があるかを判断する。28日、搬出作業が行われた石巻文化センターはその一つだ。同

庁の担当者は「文化財の保護が進まない、建物所有者もがれき撤去に

活動を行っており、文化庁主導のレスキューは回が2例目。救出の対は国の指定の有無などはかわりなく、持ちびができる文化財一般がれきと一緒に捨てたりするのを防ぐ。

2004年の新潟県中

越地震では地元博物館が中心となって文化財保護

423 4.30(土) 朝日(5)

松島の住宅再建

高台移転も容認

文化庁長官 景観保全条件に

文化財保護法で建物の新築が制限されている特別名勝・松島(宮城県松島町、東松島市など2市3町)の被災者住宅再建問題で、近藤誠一文化庁長官は29日、景観を壊さないなど一定の条件を満たした場合は制限区域内でも住宅の新築を認める方針を明らかにした。

松島の高台の多くは、文化庁の指導でつくった県保存管理計画で建物の新築が認められない「特別保護地区」「1A地区」になっている。地元は今後の津波を警戒し、高台での住宅新築を認めるよう求めている。

近藤長官は29日、同県庁で村井嘉浩知事と会談。「より安全に住みたいとい

松島市の奥松島地域などを視察。高台でも、元畑地だった場所や雑木林などでの住宅新築は景観への影響が少ないとみている。

宮城県は29日、5月中にも復興と景観保全の両立を専門家らによる検討委員会を設ける方針を固めた。

(赤田康和、高橋昌宏)

う住民の気持ちを大事にし、個別の事例ごとにきめ細かく対応したい」と述べた。地区ごとの制限緩和ではなく、1棟ごと新築の可否を判断する方針だ。

松島の指定区域では、東松島市で414人が死亡、約1600棟が全壊、塩釜市で2人が死亡、約110棟が全壊、七ヶ浜町では約50人が死亡、被災戸数が把握できていない。近藤長官らは28日、被害が大きい東

高台の住宅建設緩和へ

文化庁検討 名勝・松島の周辺

文化庁は29日、東日本大震災を受け、日本三景の一つである特別名勝・松島について、周辺の高台に住宅建設ができるよう規制を緩和する方向で検討に入った。同庁の近藤誠一長官と村井嘉浩宮城県知事が同日、同県庁で会談し、5月下旬にも地元市町や有識者を含めた検討会を設置することなどで一致した。

特別名勝・松島は、松島湾内外にある大小260余りの島と沿岸部の丘陵を指す。文化財保護法で、現状を変更する行為には文化庁長官の許可が必要となっており、同法に基づく県の保存管理計画では、2市3町の高台で建物新築が原則、禁止されている。自宅を流された住民から高台へ移転を求める声が寄せられ、宮城県が政府に規制緩和を求めている。△関連記事36面▽

松島保護復興を両立

H23. 4. 30 (土)
河北新報

宮城県 5市町と近く検討会

東日本大震災で被害を受けた国指定の特別名勝「松島」について、宮城県は29日、指定範囲に入る5市町の復興方策を探る検討会を近く設置する方針を固めた。

「松島」の文化財的価値を維持しつつ、文化財保護法で建築規制などを受けている被災地の復興

を迅速に進めるのが狙い。各地区の被災状況や課題などを共有し、保護と復興の両立を図る。検討会は文化財や都市計画、景観分野の有識者、塩釜、東松島両市、松島七ヶ浜、利府3町の各首長、県、県教委などで構成する。文化庁もオブザーバー参加する。

県によると、5市町では外海に面した地域や離島が大津波で甚大な被害を受けた。被災地からは海辺から離れた高台などへの移住を望む声もあるが、保護地区内の中には建造物の新築が制限されている地域もある。被災者の居住区域設定は、各市町が今後定める復興計

画に関することから、検討会では各市町の計画策定の進展状況に応じ、個別の対応も考えていく。近藤誠一文化庁長官は29日、宮城県庁で村井嘉浩知事と会談。「被災地の希望を踏まえ、規制は個別の事情の中で判断していきたい」と述べ、柔軟に対応する姿勢を示した。県は、指定地区内での復興住宅建設を可能にするため、建築規制の緩和を国に要請していた。

平成23年3月30日
文化庁次長決定

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項

1 事業の目的

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下「救援事業」という。）は、東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等を緊急に保全するとともに、今後に予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

2 事業の内容

地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、救援事業の実施に当たって、被災地各県と基本方針を協議する。
- 2) 救援事業は、独立行政法人国立文化財機構（以下「国立文化財機構」という。）及び文化財・美術関係団体（以下「関係団体」という。）の連携協力により行うこととする。そのための組織として、文化庁は、国立文化財機構及び関係団体に対し、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（以下「救援委員会」という。）の設置等を要請する。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会に対し学芸員等の専門職員の派遣及び被災文化財等の一時保管等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、当該県内等の博物館等保存機能のある施設に対し、被災文化財等の一時保管について協力を要請する。
- 5) 文化庁は、所有者又は救援委員会の要請に応じて、救援委員会と協力して、文化庁職員を派遣し、被災した文化財等に関し被災状況の調査、応急処置、一時保管等の活動に当たらせる。

5 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

6 その他

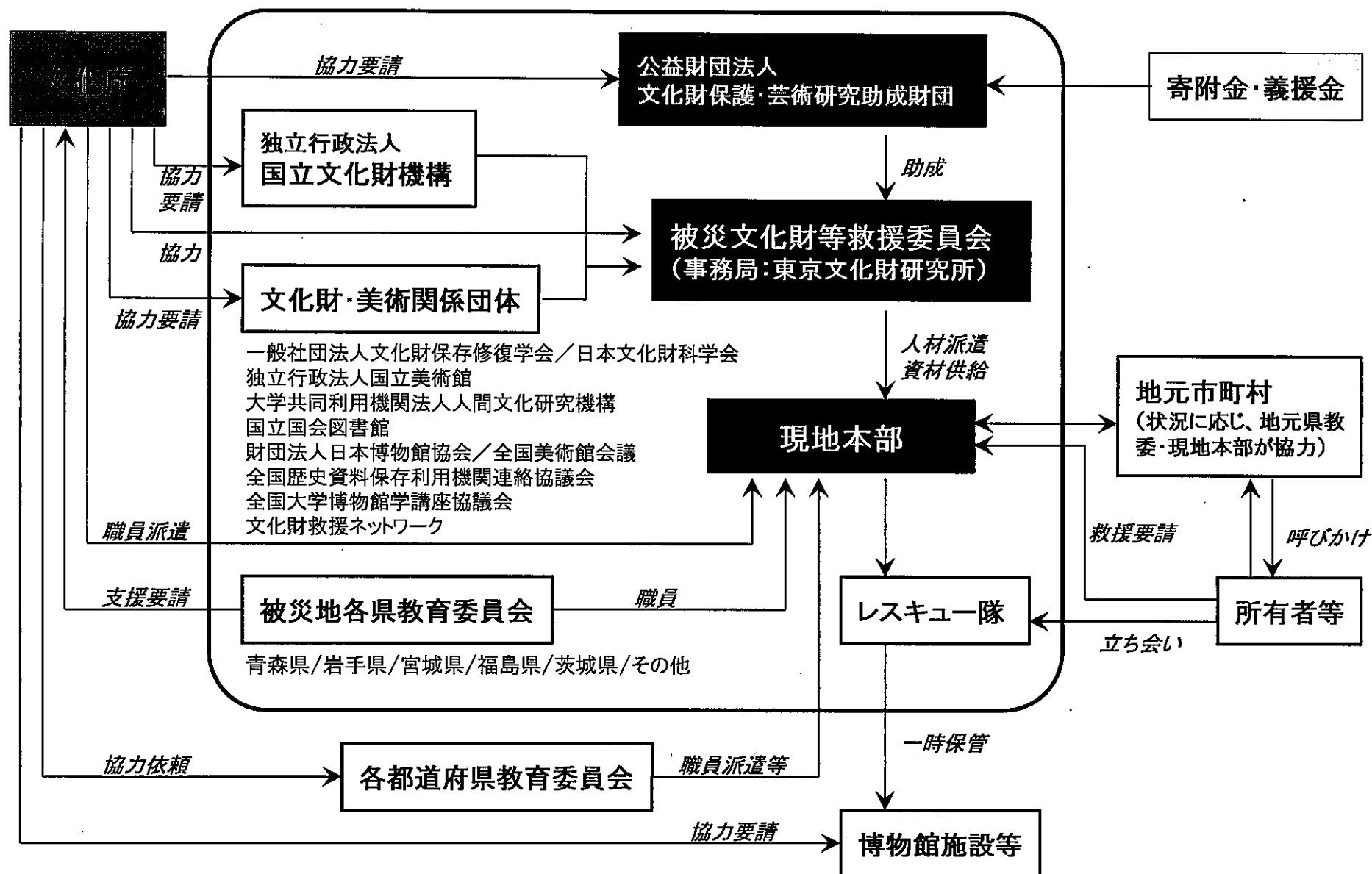
文化庁における救援事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部美術学芸課が行う。

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）



文化財レスキュー事業

実施主体



平成23年4月27日
文化庁次長決定

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業実施要項

1 事業の目的

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（以下「復旧支援事業」という。）は、東日本大震災によって被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、応急措置及び復旧に向けての技術的支援等を行うことにより、我が国の貴重な文化財である建造物を保護することを目的とする。

2 事業の内容

東日本大震災により被災した文化財である建造物の被災状況を調査するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

3 事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、文化財である建造物とする。

4 事業の実施体制

- 1) 文化庁は、復旧支援事業の実施に当たって、被災地各都県と基本方針を協議する。
- 2) 復旧支援事業は、社団法人日本建築学会が、文化庁と連絡調整のうえ、関係機関の連携協力を得て行うこととする。
- 3) 文化庁は、必要に応じて、各都道府県教育委員会及び関係機関に対し、文化財の専門職員の派遣等について協力を要請する。
- 4) 文化庁は、必要に応じて、文化庁職員を派遣し、社団法人日本建築学会と協力して、被災した文化財である建造物に関し、被災状況の調査並びに応急措置及び復旧に向けた技術的支援等を行う。

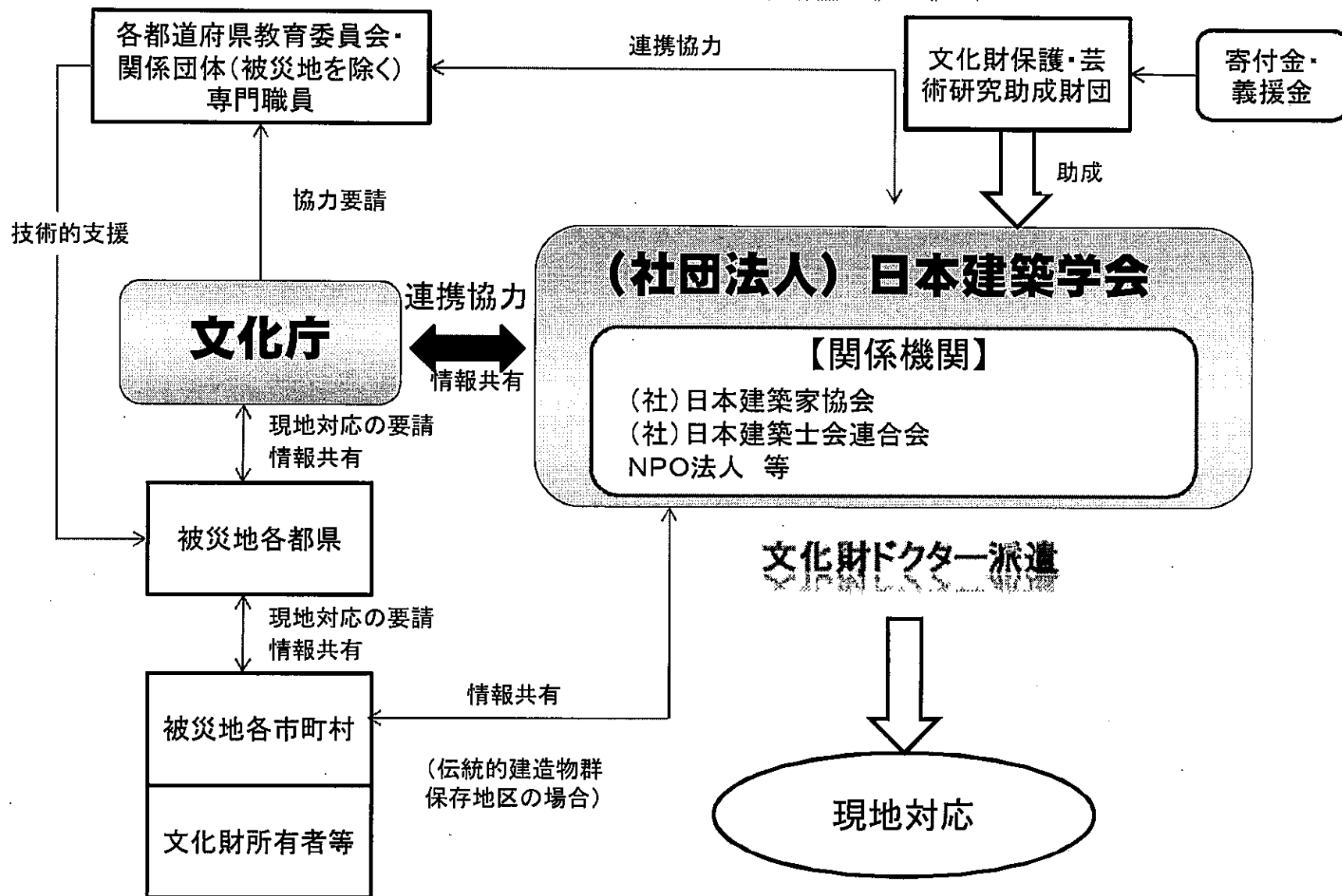
5 事業の実施期間

復旧支援事業の実施期間は、平成23年4月27日から平成24年3月31日までとする。

6 その他

文化庁における事業の事務は、長官官房政策課及び文化財部各課の協力を得て、文化財部参事官（建造物担当）が行う。

東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業 (文化財ドクター派遣事業)





東日本大震災被災文化財の 救援と修復に御協力を

東日本大震災によって被災した文化財の保全にむけて、募金活動を開始いたします。
いただきました浄財は、被災地域の文化財の救援と修理・保存に活用いたします。

被災文化財の救援、修復・保存に関する 寄附金・義援金の受付窓口

1. 銀行振込の場合

銀行口座 三井住友銀行 上野支店 普通 6615496
口座名義 公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団

(※ 銀行振込の場合、振込者の確認が難しいため、領収書、お礼状の発行等の必要上、
同財団事務局に事前に連絡をいただけると幸いです。)

2. 郵便振替の場合

振替番号 00160-5-12319
加入者名 公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団

(※ 通信欄に「地震」とお書きください。)

募金についてのお問い合わせ

公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-50

電話:03-5685-2311 <http://www.bunkazai.or.jp/>

東北地方太平洋沖地震被災文化財の救援と修復に御協力を

未曾有の規模の地震となった東北地方太平洋沖地震によって、多くの尊い人命と財産が失われました。お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、御遺族と被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。

今回の地震及び津波により、国が指定等した文化財だけでも400件以上の甚大な被害がありました。その範囲は極めて広く、まさに文化財保護法制定以来最大の試練と言っているかもしれません。国宝、重要文化財、特別史跡や特別名勝に指定されている文化財も数多く被災し、損傷、倒壊した文化財の中には復旧に長い時間を必要とするものもあり、中には滅失したものすらあります。

指定・未指定を問わず文化財は、我が国はもとより人類が未来にわたって共有すべき貴重な財産であり、これらを後世に伝えていくことが、現代に生きる私たちの責務です。そのためにまずやらなければならないことは、今回の地震や津波によって被災した文化財や美術品等を緊急に保全し、今後予想される損壊建物の撤去等に伴う廃棄・散逸あるいは盗難等の被害から防ぐことです。

このため、文化庁では、被災された地域の教育委員会や関係団体・学協会等と連携し、美術工芸品等の動産文化財を中心に「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）」を行うことといたしました。まずはこの事業を通じて、被災した文化財を緊急避難させることに尽力したいと考えています。

その後、関係者の叡智を結集して、救援した文化財や被災した建造物等の不動産文化財等の修理・保存を行ってまいります。文化財は、地域の人々の心の支えと連帯の象徴となっているものもあり、これらの復旧が早期に行われることによって、被災地に明るい笑顔を取り戻す一助となれればと考えています。

文化庁としても、これらの事業を進めていくため、既定予算の活用、補正予算での計上等の取組を進めてまいりたいと考えております。しかし、専門家の派遣、必要な資材の供給、被災文化財の保管場所の確保等、文化財レスキュー事業を迅速に進めていくためには、また、被災文化財の修理・保存を幅広く行うためには、多くの方々や関係機関の御協力など国を挙げての取組が必要不可欠です。これらの事業を実施するための寄附金・義援金の窓口として、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団に口座を設けていただきました。ぜひとも被災文化財の救援と修理・保存に向けて、多くの方々の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

平成二十三年四月
文化庁長官

文化財研究所